

# 電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金

住民税が非課税の世帯および令和4年1月以降に家計急変により非課税世帯と同様の事情にあると認められた世帯を支援するため給付金を給付します。対象になると思われる世帯には、12月中を目途に必要な書類を郵送します。

**給付額 1世帯に5万円**

区分	【非課税世帯】	【家計急変世帯】
支給対象	令和4年9月30日時点で、本市の住民基本台帳に登録され、世帯全員の令和4年度の住民税均等割が非課税の世帯	予期せず令和4年1月以降の収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった世帯 例) 世帯員それぞれの令和4年1月以降の任意の1カ月の収入の12倍が93万円以下（単身または扶養親族がない世帯の場合）
	住民税が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は支給対象外です。	
受給方法	郵送する書類に必要な事項を記入し、返送してください。書類の内容を確認後、□座に振り込みます。	申請が必要です。必要書類を確認の上、地域創生課へ申請してください。

※詳細は市ホームページ「電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金給付事業」をご覧ください。

## 【詐欺や個人情報の流出に注意！】

市役所や国の職員をかたる不審な電話にご注意ください。給付にあたり手数料等の金銭を要求することはありません。

【問い合わせ先・申請先】 地域創生課 電話42-2111（内線352）

## 市に寄せられた善意をご紹介します



つがるロータリークラブ（清野悟会長）が8月の大雨被害の復旧に役立ててほしいと支援金50万円を寄付しました。

8月18日、江良昭次副会長（右から2人目）から目録が手渡され、倉光市長は「農地の復旧や生活基盤の回復に早急に着手したい。心温まる支援金を活用させていただきます」と感謝を述べました。

併せて同クラブは、青森の郷土に関する図書10万円分も市に寄贈しました。

8月26日、津軽半島北部地域でサイクリングイベントなどを開催している一般社団法人サイクルエクスプローラーあおもり（高橋俊介代表理事）が、8月の大雨被害の復旧に役立ててほしいと支援金6万5千円を市に寄付しました。

この支援金は、8月11日開催予定でしたが、大雨のため中止となったサイクリングイベント「ヤッてまれライド津軽半島センチュリー Plus」の参加料の一部。参加者から災害の支援に生かしてほしいという声が多かったことから、大雨で被災イベントのコースになっている本市をはじめ、五所川原市、中泊町、外ヶ浜町、今別町にそれぞれ寄付しました。



本市と鱒ヶ沢町の日本海沖で洋上風力発電事業を目指している㈱INFLUX（インフラックス）青森支社（仲居淳一東北エリア総括開発部長／本社東京）が、8月の大雨被害の復旧に役立ててほしいと支援金100万円を市に寄付しました。

9月20日、仲居部長（右から2人目）から目録が手渡され、倉光市長は「市としても農家の生産意欲を失わないような支援に取り組んでいますが万全ではありません。支援金は、被災した方々のために有効に活用させていただきます」と感謝の気持ちを述べました。

# 生活困窮者に対する原油価格・物価高騰対策給付金

原油価格・物価高騰における生活困窮世帯の負担軽減を図るために給付金を給付します。対象になると思われる世帯には必要書類を郵送していますので、ご確認ください。また、対象になると思われる世帯で、書類が届いていない場合は、福祉課へお問い合わせください。

**給付額 1世帯に1万円**

## 申請できる対象世帯は？

次の①～④の全てに該当する世帯が対象になります。①令和4年9月1日時点で、本市の住民基本台帳に登録されている世帯 ②世帯全員の令和4年度の住民税均等割が非課税の世帯 ③生活保護を受給していない世帯 ④申請時に本市の住民基本台帳に登録されている世帯

## 未申告でももらえるの？

未申告の方がいる場合は、申告後にお申し込みください。また、現住所と令和4年1月1日時点の住所と異なる方がいる場合は、令和4年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和4年度住民税非課税証明書』の写し（コピー）が必要となります。

**申請の受け付けは12月28日(水)までです。忘れずに申請してください。**

**【問い合わせ先・申請先】福祉課 電話42-2111（内線245、247）**

# 農業者年金に加入しましょう

農業者年金は、

- ①国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）で、
- ②年間60日以上農業に従事し、
- ③60歳未満の方 などなたでも加入できます。
- 老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です。
- 保険料の全額社会保険料控除の税制優遇措置もあります。
- 年金は、家族一人一人について準備することが大切です。



## 若い農業者の皆さんへ —政策支援加入（保険料の国庫補助）で老後の安心を—

保険料の負担が大きいという方は、政策支援加入で保険料の国庫補助が受けられます。政策支援は、農業者年金の加入要件（上記①～③）に加え、

- ①39歳までに加入
- ②農業所得が900万円以下
- ③右表の必要な要件1～5のいずれかを満たせば、右表の区分に応じた国庫補助を受けられます。

区分	必要な要件	国庫補助金額	
		35歳未満	35歳以上
1	認定農業者で青色申告者	10,000円 (5割)	6,000円 (3割)
2	認定就農者で青色申告者		
3	区分1または2の者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または後継者	6,000円 (3割)	4,000円 (2割)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者		
5	35歳まで（25歳未満の場合は10年以内）に区分1の者となることを約束した後継者		—

## 40歳を超えて政策支援を受けられない方へ —加入期間が短くても老後の備えは間に合います—

農業者年金の保険料は、月額2万円から6万7千円まで千円単位で加入者が自由に選択できます。保険料の額はいつでも見直しできます。加入期間が短くても保険料を増やすことで、豊かな老後に備えることができます。脱退も自由ですが、脱退された場合に脱退一時金としてではなく、将来、年金として支給されます。

**【問い合わせ先】農業委員会事務局 電話23-3622(事務局直通)**

**ごしょつがる農協木造総合支店 電話42-9114 つがるにしきた農協つがる総括支店 電話46-2215**